



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 52 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (農業経営課)

公布された条例等のあらまし

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第38号)

1 規則の概要

- (1) 調査研究支援資金の額を 1 企業につき150万円以内とすることとした。(第 4 条関係)
- (2) 有限会社法の廃止に伴う規定の整理 (第 2 条・第 6 条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については、平成18年 5月 1 日から施行することとした。

規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第38号

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則 (平成15年島根県規則第82号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社」を「株式会社、合名会社及び合資会社」に改める。

第 4 条中「200万円」を「150万円」に改める。

第 6 条中「、合資会社及び有限会社」を「及び合資会社」に改める。

第17条中「この規則」を「第7条、第13条又は第15条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年 4月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び第 6 条の改正規定は、平成18年 5月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第 8 条の規定により貸与の決定をした調査研究支援資金については、なお従前の例による。

